

総務委員会会議録

平成30年1月31日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 14:01

【 案 件 】

1. 入札制度について

【 報告事項 】

1. 平成29年度飯塚市職員採用試験の実施状況について (人事課)
2. 職員の処分について (人事課)
3. 公用車による交通事故について (人事課)
4. 第2次飯塚市地域公共交通網形成計画(素案)について (総合政策課)
5. 財政見通しについて (財政課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

入札制度についてを議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○契約課長

平成29年度の建設工事の入札執行状況について、お手元に配付しております資料に基づきご説明いたします。資料の入札制度についてをお願いいたします。まず、平成29年度工事契約、落札率別内訳表のご説明をいたします。資料の1ページをお願いいたします。この資料は、平成29年12月末現在の工事契約、落札率別内訳表でございまして、設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。左から落札率、件数、契約金額総額を記載しております。12月末までの入札件数といたしましては、105件、契約金額の総額は26億1911万7888円でありまして、その平均落札率は90.60%となっております。

次に、平成29年度条件付一般競争入札実施状況につきましてご説明いたします。資料の2ページから5ページをお願いいたします。平成29年12月末現在の条件付き一般競争入札の実施状況で、本年度は12月末までに42件の条件付き一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が28件、建築一式工事が14件となっております。42件のうち、変動型6件を除く36件において最低制限価格で応札がなされ、そのうち35件について、くじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、5ページの1番下の欄に平均として記載しておりますが、88.47%となっております。

次に、平成29年度変動型最低制限価格方式による入札実施状況につきましてご説明いたします。資料の6ページをお願いいたします。これは条件付き一般競争入札のうち、等級区分のクロスゾーンに適用します、変動型最低制限価格方式による入札の実施状況で、12月末までに実施した件数は6件となっております。なお、この変動型最低制限価格方式による入札の落札率につきましては、平均で89.61%となっております。

以上簡単でございますが、資料の補足説明を終わります。

続きまして、平成30年度飯塚市公共工事入札制度改正の概要について、配付しております資料に沿

ってご説明させていただきます。本市の入札制度につきましては、競争性・透明性の高い公正な入札、地元業者の育成、公共工事における品質確保、公平公正な入札の執行など入札制度改革に取り組んできたところであり、今回も同様の観点から、次の入札制度の改正を行うものであります。

今回の改正概要としましては3つの項目からなり、1番目に、総合評価落札方式の試行導入について、2番目に、郵便入札の試行導入について、3番目に、格付における主観点数項目の拡充及び工事成績評定基準の見直しについてでございます。

それでは、1番目の総合評価落札方式の試行導入についてご説明いたします。資料の3ページ、4ページをお願いいたします。価格だけではなく、価格以外の要素、技術力等も含め総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を税込み設計金額1億5千万円以上の土木一式工事及び建築一式工事において試行導入するものであります。導入の目的については価格に加えて、価格以外の要素、技術力等を含めて総合的に評価する落札方式を導入することにより、総合的にすぐれた調達を行うものでございます。内容については、先ほど申し上げましたが、土木一式工事と建築一式工事の設計金額、税込み1億5千万円以上の案件を対象とします。評価の方法、技術評価の基準、評価点の決定をするなどの審査を行う機関を業者選考委員会といたします。また、技術評価等の基準を定めようとする場合の2人以上の学識経験者の意見聴取については、福岡県の総合評価技術委員会を活用いたします。評価及び落札者の決定についてですが、標準点に、技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの入札価格で除すやり方で得られた評価値を持って行きます。落札者の決定に際しては、入札額が予定価格の範囲内で失格基準以上であること。入札価格が低入札価格調査を実施する基準となる価格を下回る場合は契約の内容に適した履行がなされないおそれがないこと。通常の一般競争入札等で定める入札参加資格等の条件を満たすことなどの要件にすべて該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とします。なお、評価値の最も高いものが複数ある場合はくじ引きにより落札者を決めることとしております。総合評価落札方式においては、ダンピング排除として価格競争の場合に設定する最低制限価格制度を用いることはできないとされていることから、低入札価格調査制度及び失格基準価格を導入し、最低制限価格と同様のダンピング排除の効果を得ることとしております。評価値の最も高いものが低入札価格調査基準価格以下で応札をなされた場合は、積算根拠等の資料の提出を求め、調査を行い、落札者にふさわしいかの調査を行うこととなります。総合評価落札方式を実施した場合にかかる日数ですが、告示から落札者決定まではおよそ60日かかる見込みです。試行導入については、30年度からといたしております。

次に資料の5ページをお願いいたします。2番目の郵便入札の試行導入につきましてご説明いたします。概要といたしましては、市外業者を主たる対象として発注している建設コンサルタント業務のうち、税込み設計金額が500万円以上の案件において、応札者の負担軽減、入札事務の簡素化、効率化を目的として、郵便入札を試行導入するものでございます。内容としましては、対象は先ほど述べたとおりですが、具体的に市としては、土木コンサル、地質コンサル、補償コンサルが対象で、この中に入ってくる一部の市内10市内業者も郵便での入札をしていただくこととしております。件数につきましては年間10件程度の見込みです。郵送方法は一般書留か簡易書留とし、郵便局留とし、入札日の前日までに届くように指定します。改札に際しては、指名する業者から2者を選任します。また、同価格の入札をしたものが2者以上ときはくじにより落札者を決定いたします。郵便事故など発生した場合などは、入札の延期、中止取り消しができることを運用していきます。

次に資料の6ページ、7ページをお願いいたします。3番目の格付における主観点数項目の拡充及び工事成績評定基準の見直しについてご説明いたします。概要としましては、平成31年度の入札参加資

格申請における工事業者の格付を行う際の総合評価点数を構成する一つの主観点数の項目について、地元業者の育成の観点から、現在設定している工事の内容に関する評価項目である工事成績に加え、社会性を評価する評価項目である障がい者雇用の実績、子育て支援、男女共同参画の取り組み、消防団協力事業所登録、人権問題啓発研修への参加、または、実施の4項目を追加し、拡充します。また、工事成績評定基準の点数幅等の見直しをするものです。目的としましては、技術と経営にすぐれた地元業者の育成を推進することと、市が取り組む政策を推進するため、主観点数の見直しを図るものです。内容については、追加項目として社会性を評価する項目として、市として政策的に推進を図りたいとする項目4項目を追加し、取り組んだ場合には、各3点を加算します。1番の障がい者雇用については、障がい者を1人以上雇用している企業、事業所評価するもの。2番の子育て支援、男女共同参画については、福岡県子育て応援宣言企業登録制度に基づき登録された企業、事業所、または、女性の大活躍推進福岡県会議自主宣言に登録された企業、事業所評価するもの。3番目に、消防団協力事業所登録、事業所が消防団活動に協力すること、社会貢献として商標する消防団協力事業所表示制度の導入を推進し、地域の消防防災力の充実強化等を推進するもの。4番目に人権問題啓発研修への参加または実施、企業における人権問題啓発の取り組みを評価項目とすることにより、企業における人権問題啓発研修の参加、または実施の取り組みを推進するものを追加項目としております。

7ページをお願いいたします。工事成績評定点数の幅等の見直しを行うこととし、加減点なしの幅を5点刻みとし、加減点なし幅を縮小して、加点幅をふやすとともに、加点の新設部分と、現行の加点の点数の見直し、具体的には、加点数は5点から3点に改めております。加点幅をふやすことで、評価業者がふえ、業者の市発注工事に対するモチベーションの向上を図り、地元企業の育成を推進します。適用については、追加項目の反映は31年度の格付から、工事成績評定点数の幅等の見直しは平成30年度の格付から適用いたします。

以上簡単ではございますが、平成30年度飯塚市公共工事入札制度改正についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

1月29日、1昨日、嘉麻市の新庁舎建設工事の入札が行われました。その結果について、本市として、教訓とするところがあるのではないかと思いますけれども、飯塚市としてはどのように考えているか、お尋ねします。

○契約課長

今おっしゃる入札については、まだ把握しておりません。申しわけありません。

○川上委員

把握していないというのはどういうことですか。

○契約課長

入札が行われたことと、入札結果について、把握しておりません。

○川上委員

私がこう聞くのはですね、嘉麻市の新庁舎建設工事に当たり予定価格37億2千万円余、最低制限価格31億円余に対して、東洋建設(株)北九州営業所が辞退、そして、(株)鴻池組九州支店が予定価格を上回る39億6千万円。(株)浅沼組九州支店が同じく予定価格を上回る39億8千万円で、応札しているわけ

です。入札不調ということになったわけですね。東京都豊洲のことについても同様の事態がありましたけれども、今回の今説明があった平成30年度飯塚市公共工事入札制度改正ということなんだけれども、こういう改正をするに当たってもね、こういう相当重大事態が、隣の嘉麻市で起こっていることについて、あなた方が、直ちに状況を把握して、今度の改正が、どういう意味を持つかについて当然考えたと思うから聞いたわけです。副市長、答弁を求めます。

○副市長

私も嘉麻市の入札については存じ上げておりませんでした。申しわけないですけど、それで今回の入札制度の改正につきましては、種々検討してきた中で先ほど3点申し上げましたけど、総合評価方式の導入、それから郵便入札の導入、そして主観点数のやり替えと。そのことでの観点からやっておりますので、ちょっと嘉麻市の件を参考にしたということはありません。

○川上委員

飯塚市の今回の入札制度改正の資料を見てみると、福岡県と協議を行い、あるいは情報提供を受けて改正したと思われるんだけどけれども、福岡県とはどういうやりとりをしたのか、お尋ねします。

○契約課長

福岡県との実際のやりとりといたしますか、総合評価方式学識経験者の2名以上の選任については、福岡県の技術委員会を活用させていただくという形で連絡をとっております。

○川上委員

国とはどうですか。国の入札制度に関する、一連の指針がありますけども、それとの関係ではどういう点を学び、あるいは協議をどこかでしたのかについて、お尋ねします。

○契約課長

詳細の内容の打ち合わせはしてません。九地整のところと内容について、アドバイスといたしますか、協議をしております。

○川上委員

経過がわかるように内容を含めて、ちょっと説明してもらえますか。

○契約課長

アドバイスといたしますか、実際の県内への導入状況とか導入にあたってのときには、またご相談したときにはアドバイスをいただけるかどうかの確認をとっております。

○川上委員

今の私の質問は、経過がわかるように、内容をわかるようにと聞いたじゃないですか。今のはなんにもわからないでしょう。

○契約課長

一応、九地整には電話等での確認で日にちは今ちょっと確認がとれないんですけど8月のところで、実際に総合評価の検討とかいろいろ入っている中で電話でのやりとりになっております。

○川上委員

この改正を研究してきたわけでしょう。この改正を研究してくる中で、福岡県やあるいは今言われた九地整との関係でやりとりした内容について、なぜ答弁しないんですか。日にちも言わないし、その内容も言わないでしょう。今のは基本的に答弁したように見えるけど答弁拒否ですよ。答弁できないですか。

○契約課長

すいません、日にちは覚えてないんですけど、九地整とは現在の導入の状況を聞いております。それと、

県のほうについては、学識経験者の部分で2人以上の有識者の意見聴取を求めていますので、そちらのほうの技術委員会を活用させていただきますので、その辺の活用における事務手続の内容等を確認しております。

○川上委員

8月のある日に電話かけて、どこにかけたんですか。何のために。そして、何を相談したんですか電話で。なぜ電話なんかで、相談できるんですか。電話で相談できる内容なのか、あなた方が会って相談しなければならないくらいのことなのか、今では全然わからないでしょう。もう少し丁寧に答弁できないですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 21

再開 10 : 26

委員会を再開いたします。

○契約課長

失礼いたしました。8月には九州地方整備局のほうに電話をいたしまして、福岡県内の総合評価の導入状況を聞いております。それと今後、総合評価導入するに当たり、アドバイスをいただきたいときはアドバイスを願いますということで、実際にアドバイスをもらったわけではなくアドバイスをいただきたいときはアドバイスを願いますということの連絡をとっております。それと、9月26日に県の県土整備部の企画課に電話いたしまして、一つは先ほど言いました技術審査委員会の活用の件、それと今度うちが入れています低入札調査価格制度について県は導入されているのかについて、確認を行っております。

○川上委員

電話連絡の場合は公文書に今の制度の中では残らないでしょう。それで、九地整に電話連絡をして、総合評価制度を導入しているところを聞いたわけですね。それは電話で聞いたんですか。電話で自治体名をずっと上げてもらったんですか。それとも紙を送ってもらったんですか。

○契約課長

一応電話で確認したらホームページでも確認できるということでしたので、ホームページで確認しております。

○川上委員

県土事務所は、飯塚県土事務所に電話をかけたんですか。

○契約課長

県庁の県土整備部の企画課であります。県庁です。

○川上委員

そこです、嘉麻市のことは、先ほどの答弁のとおりでしょうけど、嘉麻市においても、入札制度は、ずっと、これでよいのかということで検討をずっとしてきているはずなんです。そしてこういう状況なんです。ですから、嘉麻市のことから、今後あなた方としては体育館問題もあるわけですから、嘉麻市のことについてよく調査しておく必要があるのではないかと。それから、前回12月定例会中の総務委員会で、ことし1月10日から行う建設工事の指名願い受付にあたり、格付条件等の見直しについて報告があって質問いたしました。改めて、今回の制度改正の資料を読むと12月で報告があった格付条件等の見直しについて、かなり問題意識を持つんですけども、改めてこの改正のポイントをお伺

いします。

○契約課長

前回の格付工種変更における理由につきましては、格付のある工種と格付のない工種変更の際に対しまして、整合性がとれない部分がありましたので、当然その部分の解消、それと、地元、努力している業者が、実際総合点数では、その等級の点数があるのに一個下のランクに格付するという事で、事業の経営意欲をそぐようなこともありましたので、点数どおりの格付をするところで改正しております。

○川上委員

今改正のポイント聞いたんですよ。あなたは今目的を言ったんでしょう。何をどう変えたかを今尋ねたんですよ。

○契約課長

改正前につきましては、格付のある工種から格付のある工種にいった場合に例えば1等級の点数があるのに、前年度に例えば土木の2等級の業者が建築に仮に行ったときに、本来2等級の点数があるのに、1年間は1等級下の3等級に、一つ下のランクに格付するという運用を行っておりました。実際その運用を改正しまして、前年度も登録のある業者につきましては、工種変更した場合でも、総合点数に見合う等級の部分に格付するように変更しております。

○川上委員

12月の説明と少し違うことを言われましたね。工種を変更した場合は、1ランク下につけるとするのは、点数によらずにつけるのではないんですか。点数がどうであろうと、1ランク下にするという、1年間ということではなかったですか。あなたは今点数があろうと言ったでしょう。本来ならワンランク下げじゃない点数があろうと下げるんですという言い方をしたけども、そうじゃないでしょう。点数があるなしにかかわらず1ランク下げというのが従来制度でしょう。違うんですか。

○委員長

川上委員、質問をされよるけど、よく調べられて質問をしていただかんと、点数がないことには格付がないわけですから、点数にかかわらずに格付を1ランク下げるとするのは、点数があつてあくまでもその格付枠内におるから、1ランク下位に置くという説明をされてますんで、よく理解されて、質問されていただくようお願いします。

○契約課長

私は12月と同じような説明をしたつもりでおります。当然、本来の総合点数による格付の等級よりも、ワンランク下に今までやっていたというふうになっており、それを総合点数どおりの格付にするという事の見直しを行ったということです。

○川上委員

そうじゃないでしょう。それで、点数があるにもかかわらずといたといたところが、今度のあなた方どの格付見直しのポイントですよ。本来ならば、ワンランク下げなくて上なんだというふうに、そういう業者がおるわけでしょう。その業者のために、今度の格付見直しをしたわけでしょう。それで、その制度のところを正確にしておいたほうがいいと思ったわけです。それで、そこで目的を聞くわけです今から、なぜそういうことをするのかと、もう一度言ってください。

○契約課長

一つは最初に言いましたように、企業の本来の総合点数によって格付する。例えば本来、2等級の格付なるところをそれまでは運用によって、1等級下に下げておりました。そういうところで企業努力の意欲をそぐような形での格付になっておりましたので、その点を改正しております。それともう一つは

例えば、仮に土木から解体とかに移った場合については解体は土木の4等級から解体に移った場合は、当然その年は解体は工種の格付がありませんので、今度解体から土木に戻った場合に、もともと4等級の点数しかない業者については、4等級の下の等級がありませんので、そこについては同じ総合点数の格付になってしまいますので、上のランクの場合と下のランクの場合では、工種変更をした場合に不整合がありましたので、その辺を解消するために今回改正しております。

○川上委員

その続きはあとでまたやりますけど、よくわからない。市内業者について、建設工事の指名願が1月10日から始まって、先日26日に締め切りを迎えました。それで、その指名願の状況はどうなってるのか、お尋ねします。

○契約課長

今おっしゃいますとおり市内工事業者の指名の受け付けは先週の26日で終了しております。現在、通常業務と一緒に提出されました書類の審査を行っており、実際審査中ということで、まだ実際件数とかは把握しておりません。実際中身の精査中です。

○川上委員

件数を把握していないと言いましたか。

○契約課長

件数については、400弱、393者ありますけど、把握していないというのは工種の内訳とかについてはまだ把握しておりません。

○川上委員

もう少しわかるように言ってくれませんか。従来は、こういう状況の指名願の状況だったと。今回はこうだったと。その特徴はこうだというのは、答弁しにくいですか。

○契約課長

先ほど言いましたように、今それぞれその期間中に提出書類の受け付けを行った段階でありまして、今の段階で、例えば土木の工種にどれだけの希望がいたとか、建築にどれだけの希望がいたとかいうところまでの数の把握はまだ行っておりません。実際に提出された書類の審査中ということです。

○川上委員

だから、わからないことはいいですよ。わかっていることを聞いているわけじゃないですか。26日に締め切っていて、きょう総務委員会をやっているのに、わからないんですという答弁は聞きたくないよね。わかっていることを聞きたいわけですよ。件数も言わないし。

○契約課長

ちょっと補足説明をさせていただきます。393件については一応今のところ仮受付の段階で、総数だけは把握しております。当然、新規業者とかもおりますので、新規業者については、事務所調査とかもありますので、今のところ仮受付の総数として393件受け付けております。

○川上委員

それはなぜ比べるとどういう傾向を持っていますか。

○契約課長

受付件数につきましては、去年とは変わらない状況でございます。

○川上委員

変わらないというのはどういうことですか。393件だったんですか。その段階で。

○契約課長

すいません、昨年の仮受付の状況とか、実際の数が今把握できておりませんので、後ほどまた、わかり次第報告したいと思います。

○川上委員

委員長。先ほどから、契約課の答弁は、ちょっと、入札制度改正概要の中にある透明性の高いとかいうのとかけ離れた答弁が繰り返されているので、注意していただけませんか。正確な答弁をするように。

○副市長

今の質問に対して、前年の資料を持ってきてないと思いますので、前年度の資料を持ってきて、ちゃんとした答弁をさせますので、よろしくお願いします。

○川上委員

すぐ用意できるんですか。本会議の議案質疑と違うんですよ。入札制度を付託案件として、審査してきている総務委員会なんですよ。そこに資料持ってきてないとか、それから先ほどから繰り返されている答弁とか、いつのことかわからない。内容もわからない。重ねてずっと聞いていかないといけないではないですか。ちょっとお願いしますよ。

○委員長

ただいま資料を調べに行っておりますので、ほかに質疑はございませんか。

(発現する者あり)

いやいや、打ち切らない。資料を今取りに行っておるから、あなたの質問についての答弁は。ほかに質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 41

再開 10 : 55

委員会を再開いたします。

○契約課長

失礼いたしました。昨年度の仮受付件数は399件でありました。

○川上委員

この間の仮受付というんですか。この時点での傾向はどうですか。この数年の間でも。

○契約課長

25年度からの数値をお伝えいたします。平成25年度が395件、平成26年度が398件、平成27年度が400件、平成28年度が401件、先ほど言いました平成29年度が399件で、今回が393件となっております。

○川上委員

この数字の変動をどういうふうに評価していますか。

○契約課長

25年度から27年度までについては、28年度もですね、については、若干増加傾向にありましたけど、それ以降については、減少傾向にあると把握しております。

○川上委員

副市長、どうしてこういうような状況があると思われませんか。

○副市長

今の数字を聞きまして、昨年、399件ですか。これまでは400件を境に1、2件の差で受付は推移してきています。今回393件ということで、若干の減少数がふえております。一つは、失礼な言い

方ですけど、建設業をやめていった方もおるんじゃないかというような推察はできると思っております。

○川上委員

指名願を出すには納税の関係とかですね、いろんな、当然といえば当然という判断でしょうけど、ハードルがあるじゃないですか。何とか納税を済ませて願を出しても、仕事をとれるかどうかわからないというような状況では、しかるべき仕事と言いましょか。利益が確保できる仕事をとれるかどうかわからない見通しの中では、もう出したくても出せないというのが新規じゃなくて、従来の継続の業者さんの場合とか、ないのかということも考えて見てもらいたいと。そうすると、今回の制度改正などがそういう、長年にわたって本市の事業を支えてきた中小、零細といってもいいようなところが、どれだけ苦戦しているのか、それを品質確保をしながら、それを応援するものに、今度の改正になっているかについても深く検討できると思うんですけど。そこで、私は一昨年8月の鎮西小中一貫の工事において、ああいいう1者入札、100%落札というのが横行した中で、その工事が行われた段階でしたけれども、競争性を確保するために、したがって品質を確保するということになるんですけども、そのために、仮定の応札者を設定して、それと現実の応札者と競争させるということを提案して市としては採用しなかったんですけども、その後についても検討するべきだというふうに申し上げてきました。それに対して繰り返し市からは、検討する、研究中だという答弁だったんです。もう2年たちました。今回の入札制度改正は、先ほど説明があったものを見ても、そういうそのものでなくても、それに貢献できるようなものが認められないんですけども、私が提案して検討中と勉強中だと言われていた、そのことについて今どうなってるのか、お尋ねします。

○契約課長

先日から委員のほうからダミー会社とか、仮定の業者を使つての入札のことを言われたんですけど、うちのホームページとかでいろんな他市の状況とかそういった事例がないかを確認しておるんですけど、なかなかなくですね、どういった状況でそういったことができるのか、いまやっておるんですけど、なかなか実際そういった事例もなく、うちのほうも実際こういったやり方というところも見出してない状態です。

○川上委員

この改正にその観点が入っているのですか。制度が入ってないのはわかります。その観点は入っているのか、お尋ねします。

○契約課長

今回の改正の中身に今言われる分については、直接的な反映等は行っておりません。

○川上委員

そこで、この説明のあった平成30年度の入札制度改正なんですけれども、これは、そもそもどういう位置づけで出してきたものですか。つまり、定例的に改正するものだからするという発想なのか、あるいは国、県の全国的な経験を踏まえた指針に基づくものなのか、あるいは飯塚市の入札は、総務委員会としても、議会としても、随分やってきたんだけど、そういう意見を踏まえて、出したものなのか、外的要因によって出したものなのか、飯塚市の入札制度をこの運動の中で、改正しようというふうになったのか、あるいはその両方なのか、お尋ねします。

○契約課長

今回の改正につきましては、総合評価落札方式等につきましては、以前から国とか県からの導入についての通知も来ておりましたし、郵便入札とか格付についても市独自で考えたものであって、外的圧力とかそういったのがあったわけでは決してありません。通常、入札制度検討する中での市としての方向

性としてこれを改正する方向で決定しましたので、今回報告させてもらっております。

○川上委員

3点あるんだけど、1と2は試行導入となっていますでしょう。これは国の全体的なガイドの中で導かれてやろうとしておるものという答弁ですかね。3は何ですか。

○契約課長

3番目の格付の主観点数の項目につきましても、国のほうからも通知等は来ておりますし、当然これについては入れる、入れないは市独自のそれぞれの発注者の状況によりますので、うち独自として検討した結果、この項目を追加するように検討したまでです。

○川上委員

今途中まで言いかかったと思うんだけど、国のほうでもこういう方向というのはあるだろうと思うんですけど、県でも。国、県とのかかわりでということがあるんだけど、本市のこれまでの入札の取り組みの中で、特段の矛盾が、こういうことであって仕事ができなかったとか、品質が確保できなかったとか、あるいは地元の業者の育成に失敗したとかいうことがあって、国、県のガイドとの関係で調整して、これを出したということがありますか。

○契約課長

今言われましたように、極端に品質が悪かった工事とか、業者の育成のとかいうことではなくて、さらなる品質の確保とか、業者の育成を目的として、今回の制度改革を行うものであります。

○川上委員

特段の問題が本市においてあったわけではないという答弁ですね。それで、この概要を見ますと、本市はこれまでの入札については、5つポイントで、入札の改革に取り組んできたと書いていますよね。5点でしょう。最近では、条件付き一般競争入札、導入、拡充。それから変動型最低制限価格制度の導入があったと。それぞれについては、5点の目指したものと関係では、この2つはどういう意義を持つのか、ちょっと説明してもらえますか。

○契約課長

条件付き一般競争入札の導入、拡充というのは、最初の段階からよりもだんだん条件付き一般競争入札を行う金額を下げてきた経緯もありまして、それによって公正、公平な入札にも寄与したのではないかと。それとかあとは変動型最低制限価格方式の制度についても、当然ダンピングの防止とか、そういった面にも貢献したのかと思います。

○川上委員

飯塚市でダンピングとか、事故が発生したことがありますか。

○契約課長

現在の入札状況で、基本最低制限価格制度を設けておりますので、最低制限に入って極端に品質が悪かったとかそういうことはありません。

○川上委員

ちょっと説明が、今条件付き一般競争入札のほうはいいとしても、変動型最低制限価格制度の導入の意義が間違ってるんじゃないですか。ダンピング防止とかじゃないでしょう。

○契約課長

すいません、変動型最低制限価格方式につきましては、公正な競争を阻害する恐れのある過度に低価な入札を排除、また施工の質の低下を防止するための目的として、まず導入したものでございます。

○川上委員

最低制限価格は公表してるんでしょう。そのあと、この変動型を入れたんですよ。何のためだったんですか。

○契約課長

最低制限価格方式を導入してるんですけど、実際最低制限価格方式を条件とした場合に、そこに集中して、ほとんど今くじ引きが多いんですけど、そういったところを解消するという目的からも、一応試行導入という形で変動型を導入したかと思います。

○川上委員

だから、最低制限価格というのは、発注者としては品質確保、これで十分できるという価格設定なんでしょう。なのに、なぜ変動型にしたのかということです。私が聞いているのは、だから1番から5番まで目指すところがあると書いていないじゃないですか。これとのかかわりでどれにかかるとかと思うわけです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 13

再開 11 : 16

委員会を再開いたします。

○契約課長

変動型最低制限を導入したのは、平成22年度からの試行導入したわけなんですけど、そのころはまだ最低制限価格を設けた中で、最低制限の額に張りついて、くじが多かった関係もありまして、当然、業者の積算能力、育成等を含め、それとまた品質の確保も含め、変動型最低制限価格方式を導入したわけなんですけど、現在については最低制限価格の設定の分の積算についても、今、率も上がってきておりまして、さほど品質の確保等に問題がある状況にはなっておりません。

○川上委員

最低制限価格について言えば、発注者としての市の立場としては、これで十分品質も確保できるし、労働者の賃金も確保できるはずだというようなことを繰り返しておったんですね。そこで3つテーマがあるんだけど、総合評価落札方式の試行導入についてお尋ねします。この試行期間は、平成30年度からということになってますけども、いつまでの期間ということが説明がありません。どう考えてありますか。

○契約課長

あくまで試行導入ということで、いつまでの期間で検証するということで、まだ期間は定めておりません。

○川上委員

期間を定めない試行ということになると、なぜ試行というんですか、これは。

○契約課長

今回の試行導入しておりますのは、当然うちでも初めての総合評価の導入ということでありますので、総合評価落札方式でやっていく中で当然、研究、検証した中でその分の範囲を広げるというのは、今後の本格導入するのとかどうかの検証を含めた上でありますので、実際今のところいつまでのあいだというのは設定しておりません。

○川上委員

最後まで答弁すればわかりやすいんですけど、今後本格導入があるから、これを試行というわけでは

う。市がいう本格導入というのはどういう姿を想定しているんですか。

○契約課長

今回、土木と建築に導入するわけですけど、その導入した結果とかいうのを踏まえて、検証した中で将来的には広げていければ、例えばそれ以外の工種とか、当然金額の設定を今1億5千万円という形でしておりますけど、それを下げることによって、ほかの等級の業者とかにも広げていくための分として、今これで試行導入期間ということで、期間といいますか、終わりを決めていませんので試行導入として、今回上げております。

○川上委員

そうすると、この試行という意味は、金額についてもハードルを下げ、そして工種も広げていく。そういう意味での本格的導入の出発段階というふうに受けとめましたけど、そういう受けとめでいいですか。

○契約課長

そうですね、確実にそういった形で今言われているとおりになるかどうか試行導入をしてみて、それを検証した上で、実際総合評価方式がうちの入札制度に適しているかどうか、そういうところも当然検証する必要がありますので、それからの判断になるかと思えます。

○川上委員

そうすると、この総合評価落札方式というのは、1ページに書いている、本市がこれまで入札制度改革で目指してきている5つのテーマとは、どうかかわりになりますか。

○契約課長

この総合評価落札方式につきましては、当然価格だけで業者を決定するわけでもなく、そこで技術提案とか、そういったのを求めた上での総合的に落札者を決定いたします。それと当然、総合評価落札方式を導入するにあたって、当然その業者については、それを業者のほうも初めてやられる方もおられるかもしれませんが、地元業者の育成にもかかわっているかと思っております。

○川上委員

この方式は、市がいう地元業者の育成というのは、どういうことを考えているんですか。少数の大きな業者を育成するという発想なんですか。それとも、地域で、このまちでずっと支えてきた比較的小さな業者、力もまだ十分じゃないかもしれないけれども、そこを力も持たせて仕事もできるようにする。地域の若い人たちがそこで働けるようにするというような発想での地元業者の育成ということなのか。両方なのか。どういう意味で言葉を使っていますか、地元業者の育成というのは。

○契約課長

ひとつ大きなのは品質の確保なんですけど、今回設定の金額が高いんですけど、当然、先ほども言いましたように検証して、この金額を下げていけば、業者もそれぞれ、落札方式を使う業者の数もふえていきますので、そこでまた業者の方もスキルアップといいますか、育成になるかと思っております。

○川上委員

スキルアップをかけている業者のイメージなんですよ。393全体をイメージしているのか、力のあるところだけをイメージしているのか、あるいは両方ちゃんと考えてますということなのか、お尋ねしているわけです。

○契約課長

当然、将来的には今回申し込みがありました393業者すべてのこと考えた上での導入です。

○川上委員

副市長、矛盾がありますよね。この試行から本格導入になっていった場合、本市の地域経済を支えている比較的力の弱い、土木建設あるいはその他でもあるんだけど、そここのところを育成することに本当につながりますか、これで。それから、設計金額1億5千万円税込み以上という、この1億5千万円というのはどのようにして判断したんですか。

○契約課長

当然、高い品質の確保も必要でありますし、1億5千万円以上の工事につきましては、議会の議決等も必要になってきますので、そこで今回、試行導入にあたっては1億5千万円という形で、設定させていただきました。

○川上委員

議会の議決案件になるべき金額ということと、5つのテーマとは何か関係があります。

○契約課長

品質の確保がまず前提となっておりますので、実際、今1億5千万円以上の工事につきましては、今ある格付けでいきましたら、I等級のS I等級に出している案件になってきます。ですから、まずその1億5千万円と設定したのは、そういう意味合いも含めて、品質の確保等もありましたので、設定しております。先ほど言ったように、議会の分もあります。

○川上委員

さっき、議会と関係があると、議決案件ということが関係があると言われたでしょう。どういふかわりがあるかと聞いたんですよ。なぜかという、この間の私の経験では、この総合評価ということについてどういふ評価したのかと聞いていくでしょう。そうしたら答えないじゃないですか。採用されたところについては、プロポーザルとか答えないし、そのほかのことについては企業秘密で全くやみの中じゃないですか。議会は関与できないですよ、内容のチェックについては。なぜ、金額が高いところが採用されたかについてもわからない。あなた方は答えないようになってるから。そういうことなるのに、議会と何の関係があるんですか。議決案件だから1億5千万円というのもありますという言い方に2回目の答弁でかえたけど、何の関係もないんじゃないかと思うんだけど、ちょっと答弁を求めます。

○契約課長

失礼いたしました。ちょっと私の先ほどの説明が足りませんでした。直接的には議決案件ということだけでなく、当然公正な入札であるということも見ていただく必要があるかと思って、一応そういう答弁をしました。

○川上委員

それは総合評価落札方式であろうとなかろうと、同じことじゃないですか。どうしても1億5千万円ということで、議決案件であることが何か透明性が高いということについて、有利なことがあるんですか。

○総務部長

特に有利と、そういうことではございません。先ほどから申していますとおり、いわゆる1番上のランクの業者をまず試行的にやらせていただきたいという思いで、この1億5千万円というのは設定させていただいたところでございますけれども、それについて、当然初めての飯塚市においては、取り組みとなりますので、そういったものについて、先ほど議決案件という話を申しましたのは、そういったものも、こういった制度でやった中での議決をいただく内容ですよというところで、公正な入札が行われたということをお示しできるのではないかという思いから、そういう話をさせていただいたところでございますので、ご理解をお願いします。

○川上委員

そうすると、一般競争入札でも、総合評価落札でも同じなんですよ。だから、この導入について議会の議決案件するために1億5千万円という理屈はもう成り立たないわけ。関係がないでしょう。まだそれでも関係あるといたしますか。

○総務部長

直接関係があるというふうにはとらえておりません。

○川上委員

そうしたら、議決と関係がないということがわかりました。じゃあ、なぜ1億5千万円ですかということになるわけです。S I等級のところということだけしか残らないでしょう。S I等級になりたくて仕方がないですよ。力のある業者は。そうしたら、最低価格が高くてもよい仕事をするという提案をすれば、仕事が取れるんです。それが累積して、実力が累積していけばいくほど、あらゆるとは言いませんけど、相当な仕事ができるようになっていきますよ。そして議会が議決するわけですから。それで議会によって公平公正というのは担保されたというふうになるでしょう。そういう制度ですね、これは。しかも、これがいつかわからない。あなた方が、今だと思うときに本格的に導入していこうということになっていく、その最初の段階ということです。2の郵便入札の試行については、これは同じこととなりますけど、試行導入というにはどういうことなのか、いつまでを想定しておるのか、お尋ねします。

○契約課長

今回の試行導入としておりますのは、当然これにつきましても、年限は決めておりません。当然、まず市外の建設コンサルタント業者の分の入札に導入しまして、これも試行導入ですから、検証をやった上で、将来的には市内業者とかの入札についても、郵便入札の導入とかに向けて、検証していきたいのもありましたので、今回試行導入という形で期限も設けておりません。

○川上委員

郵便入札はくどいですけど、市が入札制度改革を考えてきた5つの視点との関係でいうと、どれに該当するんですか。

○契約課長

大きくは事務の簡素化、効率化の部分だと考えております。

○川上委員

ほかにもあろうとは思いますが。設計金額500万円税込み以上の案件というのは、どういう趣旨で条件をつけているんですか。

○契約課長

現在、市外コンサルタントを担当にやっています入札の仕様書配付から、入札から見積もり期間も含めた中で、郵便入札をした場合も当然日数がかかりますので、その分と日数的に同じような期間での導入ができますので、市外の郵便入札500万円以上という形でしています。500万円以下になりますと、当然見積もり期間がそれより短くなりますので、郵便入札をした場合にまた期間が必要になってきますので。

○川上委員

建設コンサルタントなんですよ。3カ年実施計画とかいろいろありますけど、最初、実施計画を出して、その計画に基づいて工事をすることになるでしょう。なりませんかね。そうすると、コンサルタント業務が公正に行われるかどうかというのが、最初の分かれ目になるでしょう。だから、そういう意味では、5番の事務の簡素化とか効率化というふうにおっしゃったと思うんだけど、実はそうい

うことではないと、この1番から5番までのすべてにかかわる重要なことだと思うんですよ。コンサルであとは決まるんですから。設計で。だから、そのようなものとして、郵便入札については深くとらえて、国が言ってるからとかいうレベルでは具合が悪いんじゃないかなと。今までの本市における建設コンサルタント委託のゆがみがなかったかとか、それによって建設のほうもゆがんでこなかったかとか、やっぱり検討しておく必要があるんじゃないかと。それから、3点目が格付けにおける主観点数項目の拡充及び工事成績評定基準の見直しについてとあるんですけれども、31年度の入札参加資格申請におけるということで、地元業者の育成の観点からというふうに書いてあります。先ほど言ったことと似てるんだけど、この市が考えてる地元業者というのはどういう業者のこと言ってるのか、育成というのはどういう言葉の意味を持たせているのかが少しあいまいなんですよ。工事成績はわかりますけども、社会性を評価する評価項目である4項目がつけ加えられています。障がい者雇用の実績、子育て支援・男女共同参画の取り組み、消防団協力事業所登録、人権問題啓発研修への参加または実施、それぞれにもう少し考えてみるべきところはあると思うけど、いずれも重要なことだと思います。そこで、これらが地元業者育成の観点という点で、どのように、市が仕事をしていかなければならないかなというのがあると思うんです。最初の障がい者雇用の実績ということについては、具体的にはどういうことを考えているのかお尋ねします。

○契約課長

障がい者雇用の実績につきましては、障がい者の1人以上でも雇用している企業、事業所を評価するものであります。

○川上委員

今答弁にあった障がい者というのは、どういう方々を想定しているんですか。

○契約課長

今想定しているのは、身体的障がい児者手帳を持ってらっしゃる方で、当然そういった写しも求めて確認するようにしますので、そういった形で身体障がい者を含めおります。

○川上委員

身体障がい者手帳がある方ということなんですね。精神知的がありますけど、ここはどう考えていますか。

○契約課長

失礼いたしました、補足します。先ほどの身体に限って言いましたが、当然身体障がい者手帳や療育手帳、精神障がい手帳、保健福祉手帳の交付を受けてらっしゃる方を対象といたします。

○川上委員

今の答弁は考えたことがないという答弁ですね。今まで、今に至るまで。それから、子育て支援、男女共同参画の取り組みというのは具体的にどういうことを含むんでしょうか。

○契約課長

子育て支援、男女共同参画につきましては、まず子育て支援のほうにつきましては、県の子育て応援宣言企業の登録証の写しを提出として求めます。また男女共同参画につきましては、女性の活躍推進福岡県会議の自主宣言の登録証の写しの提出を求めて確認いたします。

○川上委員

そうすると、提出資料の6ページになりますけども、福岡県子育て応援宣言企業登録制度というのは、どういう制度ですか。登録するというのはどういう意味ですか。どういう条件があれば、登録を認められるんですか。お尋ねします。

○契約課長

福岡県子育て応援宣言企業登録制度とは、福岡県では身につけた職業経験を中断することなく、子育てをしながら働き続けることができる社会の実現を目指して、事業主みずから従業員の仕事と子育てを応援することを宣言し、県が登録する子育て応援宣言を実施しております。登録された企業には、子育て応援宣言登録証が交付されます。登録機関につきましては2年間です。募集対象につきましては、福岡県内で事業所等があるすべての企業、事業所となります。企業主の方が従業員の仕事と子育ての両立を支援するために、具体的に取り組まれるということを宣言いたします。例えば、育児休業取得しやすい環境づくりとか、円滑な職場復帰に向けたサポートの実施等が挙げられます。

○川上委員

これは応募資格というのがないですか。

○契約課長

応募資格につきましては、代表者のみは不可能で、従業員が1人以上の事業所、企業となっております。

○川上委員

これは労働基準法など国の法律を守ろうという宣言なんですね。法律を守りますという宣言をすれば、従業員1人以上、当たり前でしょうけど、のところは自動的に登録できるんですね。それでいいですか。

○契約課長

そのように認識しております。

○川上委員

女性の活躍推進福岡県会議、首相が強調したのがここまで来ているのかと思いましたが、これも同じようにどういう内容でどういうことをすれば、事業所登録できるのか、お尋ねします。

○契約課長

女性の活躍推進福岡県会議とは、少子高齢化が進行し、労働力人口が減少する中で経済活動における女性の活躍推進により、企業経営や地域経済の活性化を図り、男女ともに働きやすく生きやすい社会づくりを目的として、平成25年5月に発足した地域経済界の主導による産官学民位一体の取り組みであります。この中の女性活躍推進福岡県会議における自主宣言登録制度とは、企業や団体がみずから目標設定、女性管理職登用の数値を見える化することで、各企業団体での女性活躍推進の見える化、ひいては地域における見える化を図り、女性の活躍実現を目指す取り組みでございます。

○川上委員

本市の業者が、2番の3点を獲得したいと思うわけですよ。その場合、女性の活躍推進福岡県会議、自主宣言に登録してもらいたいわけですね。どうしたらいいですか。自由にできるんですか。

○契約課長

まず、事前にこの会議の会員登録が必要になってきます。これは無料でございます。企業または個人でも登録できますので、まずは最初に会員登録が必要になってきます。

○川上委員

これは制約がないということですか。

○契約課長

当然、会員に登録されても自主宣言を設定とか、作成した宣言を登録する必要がありますので、そういった形さえ踏めば登録できるかと思えます。

○川上委員

くどいけど、こういう事業者は登録できませんというのではないでしょうね。

○契約課長

宣言の内容とか、企業の情報等の分が必要になってきますので、そこで審査があるかと思います。

○川上委員

独自に勉強すればよかったんだけど、3番の消防団協力事業所登録というのはどのように行うんですか。

○防災安全課長

この制度は、防災安全課所管の制度になりますので、私のほうから答えさせていただきます。消防団の活動に積極的に協力する事業所に対して、この制度を設けておるものであり、基準が3点、そのいずれかに適合すると認めて、この制度に適用いたします。まず1番目としましては、複数の従業員が飯塚市消防団に入団している事業所、2番目としまして、従業員の消防団活動に対し、優遇措置等の規定等を設け、消防団活動に積極的に配慮している事業所、3番目に、災害時及び訓練時等における資機材や場所等の無償提供など、消防団活動に協力している事業所等、こういう事業所に表示制度というのを認定しているところです。

○川上委員

私は、消防団が今なかなか状況が厳しいということも承知しておりますし、地域防災のために力を尽くさなければならないし、行政としてもしかるべきサポートをしなければならない状況があるというように思っています。こうした中で、今回の3点ということになってくると、地域の小さな事業所において、場合によって意に反して、働いている人たちが会社のためということで、かなり無理をするようなことになるような圧力にならないようにというのもあわせて考える必要があるんじゃないかというふうにも思います。それから4点目の人権問題啓発研修への参加または実施の件ですけれども、これは具体的にはどういうことなんでしょうか。

○契約課長

人権問題啓発研修への参加または実施についてですが、研修参加については市が指定する対象の講演会について参加した際に、受付、受付終了時に受講修了書等をお渡しして、指名願の受付の段階に出していただくような形にしております。また、あと実施の部分につきましては、市が認める講師団、県の講師団を指定していますが、その招へい、活用した研修を企業独自で行った場合に、実施の様子等の写真等を添付して報告書を出させた上での加点となっております。

○川上委員

市が実施する催しに参加することが、一つのテーマなんですね。それは、具体的にはどの程度何に参加すればいいんですか。

○契約課長

今、考えておりますのが、10月の人権フェスティバルとか12月のサンクスフォーラム等、考えていますが、コスモスコモンとか大きな会場で市が主催として実施する分を検討しております。

○川上委員

それには事業所のだれが出席すればいいんですか。何人出席したらいいんですか。何回いけばいいんですか。

○契約課長

その分につきましては代表者に限ってとかではなく、従業員、企業の中のどなたかを、今のところ、

おひとりでも可能にしております。当然、大きな会社とか小さな会社もあると思うんですけど、そこでだれが必ず出席とか、例えば何人以上の会社については、何人以上参加というような制限は設けておりません。

○川上委員

そうすると、その会社の所属する人のどなたかが1回以上、参加すればよいという意味ですか。

○契約課長

はい、そのように考えております。

○川上委員

それは会社としてはどういうことになるのでしょうか。業務命令になるんですか。時間中に行くんですか。それとも、時間外に行くんですか。

○契約課長

その取り扱いについては、それぞれの会社の取り扱いがあるかと思しますので、私どものほうでは時間外とか、こういった形というのは判断しかねるかと思します。当然、日中にある分もあれば、休みのときでも時間外が発生するかと思しますが、そこはもうそれぞれの企業の判断になるかと思します。

○川上委員

それから企業における啓発研修をする場合は、市が何か応援するんですか。

○契約課長

その場合につきましては、市のほうが講師団の招へいといいますか、紹介という形を取るよう考えております。

○川上委員

市が紹介するというのは、担当はどこですか。

○契約課長

人権・同和政策課を通じてご紹介したいと思っております。

○川上委員

人権・同和政策課が紹介する講師団というのは、講師団というのがあるわけですか。

○契約課長

今回想定しています、講師団につきましては県の講師団を紹介しようかと思っております。

○川上委員

県の講師団というのがあるんですね、どういう名称ですか。

○契約課長

すいません、県の講師団の正式名称までちょっと確認しておりません。申しわけありません。

○川上委員

いやそんなことはないでしょう。答弁してくださいよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 56

再開 12 : 00

委員会を再開いたします。

○契約課長

福岡県が人権同和問題にかかわる研修への派遣制度ということで、講師団、講師あつせん事業を行っ

ています。この事業を活用して行いたいと思っております。

○川上委員

本市には、委託をしているNPO人権ネットいづかという団体があって活動してますよね。そこに相談する予定はないですか。

○契約課長

今のところ予定はございません。

○川上委員

なぜ福岡県に相談して、本市のNPOに相談しようと考えないんですか。

○契約課長

それは、特に意図はございません。

○川上委員

意図があるかどうかは聞いてないでしょう。なぜ県の講師団に相談するけど、市が補助金を、相当な額を出しているんですよ。そこに相談しないというのはなぜかと意図がないとかあるとかじゃなくて、考えてもみなかったのかな。

○契約課長

県のほうが、こうやって講師団のあっせん事業を行っておりましたので、これを活用しようと考えておるわけでございます。

○川上委員

じゃあ飯塚市も、あなた方自身が委託料まで出して同趣旨の業務を委託しているわけでしょう。飯塚市を考えないのはなぜですか。

○契約課長

すいません、同じ答弁になりますけれど、特段そこを考えなかったということで、意図的なことはございません。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○川上委員

2つ言います。ひとつは、この人権問題啓発というのは、含めて、基本的に福岡県との協議の上、この4項目が出てきているからでしょう。だから福岡県が言うとおりに、今しているわけですよ。だから、講師団のことも飯塚市独自のことは考えない。福岡県の講師団、講師団と言っているわけですよ。ここに外的な要因も見えるわけですが、この人権問題啓発というのは、事業者あるいは働いている人たちの内心の自由を侵す危険性が非常に高い。それを、仕事をする上で必要な3点を確保するために、そういう内心の自由が侵される危険性が高いところにかされる業務であるかどうか、あるいは、時間外であるかどうかについては、行政としては問わないと、個人で判断してくれと。非常に無責任で危険な項目がついているというように思います。それで、この制度改正については、12月定例会中の前回の総務委員会であなた方が格付けの見直しを出したこととリンクして読むと、この5つの重要な点があるんだけど、5つ全部リンクしているわけでしょう。した中で、地元業者の育成、とりわけ、従来から本市の事業を支えてきた小さな業者を育成するという角度ではなくて、だんだんに大きくなってきて力もつけてくる。仕事を取る。ますます力がついてくる。こういう業者のもとに地域の今言ったような業者さんたちが淘汰されてしまう。あるいは、統合されてしまう。そして全体として、地域のそういう力が弱くなっていき、とりわけ若い世代の就労の場がなかなか難しくなってしまう。そういうこ

とつながる太い流れの中で、今回改正が出てきたのではないかという心配をするわけです。この改正は今までの便宜的な、26年12月の1者入札を認めますとか、そして私は真摯の官製談合の疑いというふうに言いましたが、そういったものが終わったら1者入札には競争力は弱かったんですとかいつて今度は廃止するとか、そういう便宜的なことを非常にひどいやり方を市はしてきたと思うんだけど、それとはまた異質の地域の事業分野を再編することに、悪いほうになりかねない流れが今つくられようとしているのではないかというふうに心配してます。共産党としては、安倍政権のもとで公共工事をめぐり、ゼネコン、大企業が好き勝手なことやっているんじゃないですか。

○委員長

川上委員、今お話し中ですけど、討論のほうに入っていっているように見えますので、質疑をされるような形でお願いします。

○川上委員

そういう形のミニ版が本市で構築されることのないように必要な監視とチェックをしていきたいと思ってます。副市長に、きょう市長がおられませんから、制度改正についても一度見直すという考えがないか、お尋ねします。

○副市長

今回、質問委員も言われましたように、12月議会で提案させていただいた件を含めて、4点あったと思いますけど、これについては30年度の31年度にまたがるような問題でもございますし、きょう提案させていただきました2点につきましては、試行ということで当分の間やっていきたいと考えておりますので、取り下げるとか、やめるとかいう考えはございません。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

本件については引き続き、調査をしていくということで本日はこの程度にとどめたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 12 : 10

再開 13 : 13

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(な し)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「平成29年度飯塚市職員採用試験の実施状況について」、報告を求めます。

○人事課長

それでは平成29年度の職員採用試験につきまして、最終合格者及び補欠合格者を決定いたしましたので、その実施状況等についてご報告申し上げます。A4判で提出しております、平成29年度飯塚市職員採用試験実施状況の資料をお願いいたします。資料は、1番下の合計欄のところをご覧くださいますと、本年度の職員採用試験につきましては、全試験区分を合わせまして全体で54名程度の採用予定数に対しまして、900名の申し込みがあり、平成29年10月15日に第1次試験を、また、11月18、19日の両日、第2次試験を実施し、その合格者121名を対象に、去る12月16、17日の両日、最終の第3次試験を実施いたしました。そして、資料の右側2列の1番下の合計欄でございます

が、採用予定数54名程度に対しまして最終合格者54名、補欠合格者11名を12月27日に発表をいたしております。以上簡単でございますが、平成29年度飯塚市市職員採用試験の実施状況につきましての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりまりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

いただいている資料のうち、保育士採用予定数が8名以内ということで、最終合格者が8名と補欠が2名となっておりますけど、この補欠の意味は、8名以内としておったけれども、8プラス2で10名採用というようなことが考えられる意味合いでの補欠ですか。

○人事課長

そういう意味ではございませんで、8名のうち、平成30年3月31日までのあいだに欠員が生じた場合、この補欠2名のうちの上位のものから順番に、その8名の中に組み込んでいって、最終的に8名を確保するという意味でございます。

○川上委員

8名のうち、市内の民間保育所をやめて、市として採用される方がありますか。

○人事課長

申しわけございません。詳しい資料が手元にはございませんが、市内に限らず民間の保育所から採用された職員はございます。

○川上委員

ないという答弁ですか。

○人事課長

市内の民間の保育所の方がいらっしゃるかどうかの資料はございませんが、全体として、市外を含め、民間の保育所から採用された方はいらっしゃいます。

○川上委員

はい、わかりました。そこでですね、この職員採用について中間報告の段階でおたずねもしておりましたけども、要望もしておりましたけど、市の公立保育所の施設で100%受け入れ切れていないところがあって、定員いっぱい、年齢ごとに見るとですね。それに対応できないのはなぜかという、市の保育所の保育士が足りないということだったんですけど、この8名で定数いっぱい対応できることになるかどうかお尋ねします。

○委員長

川上委員、それは、担当していないから。所管が違うけどわかるね。

○人事課長

今のご質問でございますが、対応できるかどうかにつきましては、内容的には把握をいたしておりますが、人事課といたしましては、原課の要望を受けまして、まずこの8名を採用したときには、保育士4名の増員をもくろんで8名を採用しております。その後、これも原課の要望によりまして、任期付き職員を14名採用する予定で採用試験を行ったところでございます。

○川上委員

定数いっぱい子どもを受け入れるだけの職員となっておるかどうかわからないということですね。それで、中間段階で、それでは困るということで、これは職員採用についての報告だったんですけど、定数いっぱい確保できるように、正職員の保育士の採用をふやせないのかという質問をしたところ、今回に

については、8名以内でやっているのも無理だけど、今後検討したいというのが、副市長の答弁だったんですよ。その辺はどのような答弁なっているか、説明してもらえますか。

○総務部長

この保育士につきましては、ことしについては8名ということとさせていただいておるところでございます。今後の部分について、副市長のほうからそういう発言があったということとございますけれども、来年度以降の採用に関しまして、また原課とも打ち合わせをしながら、必要な人数については、確保していきたい。そして、先ほど言いましたように不足の分について今原課のほうから任期付き職員をとということでの要望が出ておまして、これについても人事のほうで対応してるところでございますので、そういったことしの採用状況を見た中で、また来年度以降についてどうしていくかということについては考えていきたいというふうに思っております。

○川上委員

要望をしておきたいと思うんだけど、子どもは現実には100名を超えて、実質待機状態がずっと続いているわけですよ。4月で数字的には変動があると思うけども、来年また考えますとかいうことで飯塚市は大丈夫なのかと、そういうありさまで。それで来年度は来年度ということがあるでしょうけど、緊急性がある事柄だから緊急な対応をして、少なくとも公立保育所で受け入れる能力が施設的に、定数的にあるわけですから、それに保育士をきちんと正職員として確保すると。なぜ正職員かという正職員であれば、応募が募集を上回っている実績があるわけですから、それを求めたいと思います。いずれにしても待機児童解消につながるような措置をお願いしたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「職員の処分について」、報告を求めます。

○人事課長

職員の処分につきまして、ご報告申し上げます。A4判の資料を提出いたしておりますが、本事案は、平成29年11月24日業務終了後、福祉部20代男性職員が、同僚職員4名とともに懇親会の席上、ビール中ジョッキ1杯及び水割等の焼酎3杯を飲酒後、家用車を運転し、福岡市内に向かう途中、呼気1リットル中0.0.16ミリグラムのアルコール分が検出されたため、酒気帯び運転の道路交通法違反で検挙されたもので、前回、平成29年12月20日の当委員会におきまして、ご報告申し上げておりましたが、このたび、当該行政処分が到達し、時速25キロメートル未満の速度超過違反を含む事実関係が確定いたしましたので、提出しております資料のとおり、平成30年1月22日付けで、当該職員を停職3カ月、また、同日付けで、管理監督職50歳代職員1名を文書訓告、同じく、管理監督者である50代職員1名及び監督者1名の計2名を口頭注意といたしました。今後とも、二度とこのようなことが起こらないように、なお一層、職員への指導を徹底するとともに、職員一丸となり、市民の皆様の信頼回復に努める所存でございます。以上簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故について」、報告を求めます。

○人事課長

次に、公用車による交通事故の発生につきまして、ご報告申し上げます。A4判の資料をお願いいたします。本件事故は、平成30年1月22日、月曜日、午後1時20分ごろ、人事課職員が、九州自動車道、熊本県山鹿市と熊本市の境界付近で、公用車にて熊本地震被災地の益城町等に向かう途中、誤って走行車線進行方向左側路肩にはみ出し、道路附属物であるガードロープに左側面を接触させ、公用車及び当該道路附属物の一部を損傷させたものでございます。なお、人身等その他の損害はございませんでした。事故原因といたしましては、不注意によるもので、今後、このようなことがないように再発防止に努めてまいります。以上簡単ですが、公用車による交通事故の発生についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

不注意でこういう事故は起こらないと思うんですね。死亡事故につながる重大事故だと思います。それで、車を運転していたのは人事課職員ということなんでしょう、だれが乗っていたんですか。

○人事課長

人事課職員1名が運転をしておりました。

○川上委員

その職員は、なぜ、本市の公用車で益城に向かったんですか。

○人事課長

現在、本市からは、熊本地震被災地に職員を派遣しておりまして、その職員派遣の件につきましての協議をするために、熊本方面に向かつておりました。

○川上委員

車でいくという選択はどこがしたんですか。

○人事課長

出張は命令によってされておりますので、総務部長が命令権者でございます。

○川上委員

総務部長は、どうしてこの職員に公共交通機関ではなくて、この公用車で行かせようとしたのか、お尋ねします。

○総務部長

本件につきましては、当然、公共交通機関ということもございますけれども、時間的な制約、高速道路を通れば熊本までは1時間半程度で着きます。そういったこと、それから、相手方との当時の連絡の状況、そういったことも考えまして、公用車でのお出張を認めたものでございます。

○川上委員

出張目的、期間はどうなっているか、お尋ねします。

○人事課長

出張の目的は、先ほど申し上げましたとおり、益城町等の人事担当者との協議、出張の期間につきましては、日帰りを予定しておりました。

○川上委員

職員は現地ですでに長期にわたり、公用車を持って行って向こうで活動していたわけではないんですか。それで、向こうで活動しているんだけど、市役所との協議が必要だったために、逆にこちらに来て戻ったというわけではないんですか。

○人事課長

説明をいたします。今回の当該職員につきましては、派遣者ではございませんで、人事担当者でございまして、熊本県のほうに派遣をしている職員が、行き来をしているあいだの事故ではございません。

○川上委員

なぜ聞いたかという、過労になのに、疲労が蓄積しているのに、車で往復してこちら来たのかなと思ったものですから。それで不注意というのは、どういう不注意ですか。居眠りとか、あるいは、高速道路に初めて乗ったとか、この不注意というのはどういうことですか。

○人事課長

一瞬の気の緩みにより、運転を誤ったものでございます。

○川上委員

警察との関係ではどうなっているんですか、そういうことになっているわけですか。一瞬の気の緩みというのは居眠りですか。それとも何か落として拾おうとしたのか。ずっと私が聞いているのは、この職員が過労状態ではなかったかということを知っているわけです、要するに。

○人事課長

おっしゃるような特別な行動行為によって行ったというふうには警察のほうには言っておりませんが、先ほど申しましたとおり、一瞬の気の緩みによる不注意というふうになっております。

○委員長

人事課長、今質問者が言われるように、過労だったかどうかということだから、そのあたりをきちっと説明してください。

○人事課長

過労状態ではございませんでした。

○川上委員

それは本人の当日までの勤務の記録とか、そういうことで確認できるんですかね。残業を換算してみたらひと月に100時間以内に近づくくらいのことをこの1週間やっていたとか、そういうことはなかったのか確認していますか。

○人事課長

確認しておりますが、そういうことはございませんでした。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第2次飯塚市地域公共交通網形成計画（素案）について」、報告を求めます。

○総合政策課長

それでは、第2次飯塚市地域公共交通網形成計画の素案について、ご説明いたします。今年度、民間の交通事業者、自治会長など、交通利用者等で構成されています地域公共交通協議会において、第2次飯塚市地域公共交通網形成計画を策定していただいております。その素案ができましたので、内容について報告するものでございます。この計画は、地域公共交通活性化再生法に基づく計画で、持続可能な地域公共交通の交通網の形成に資する公共交通の活性化や再生を推進するための計画でございます。本市における公共交通関連の計画の策定経緯については、計画書の1ページに記載しておりますとおりで、第1次計画が平成29年度末までの期間となっておりますので、本年度中に策定するものとするものでご

ざいます。2ページの上段には、計画の位置づけ、下のほうには、計画期間を掲載いたしております。3ページをお願いいたします。今回の計画の策定の流れを示しております。策定に当たりましては、飯塚市の地域特性と公共交通の現況、市民及び事業者の意向、飯塚市公共交通の課題を踏まえ、計画を策定しているものでございます。特に今回は、公共交通の利用が高い、高校生のアンケートも実施しているところでございます。この策定の流れの1から5まで内容を計画書で申しますと、4ページから83ページにかけて整理をいたしております。内容の説明については省略させていただきます。84ページから、今後の方針、目標、そして具体的な施策となります。基本方針につきましては、記載しておりますとおり4つの柱立てをいたしております。次の85ページをお願いいたします。ここには基本方針をより具体化するものとして、計画の目標を設定いたしております。目標1につきましては持続安定的な公共交通、目標2は移住定住の促進に向けた公共交通、目標3はまちづくりの活性化に寄与する公共交通、目標4は交通弱者に対する公共交通、目標5は近隣自治体との連携した公共交通、目標6は健幸都市づくりにつながる公共交通といたしております。86ページをお願いいたします。この計画の成果状況を図るため、公共交通、利用者数などの数値目標を定めているところでございます。87ページから93ページにかけましては、目標達成に向けた、具体的な施策として、17の施策を上げております。この計画は、地域全体の公共交通に対する計画となりますので、施策につきましては、民間交通事業者が運行する鉄道、バス、さらには、88ページの施策6に記載してありますように、これは穂波イオンのシャトルバスのこととなりますが、これらの交通機関も含めた総合的な施策を検討実施していくこととなります。また、この素案をもとに市民募集した結果でございます。これは別刷りの資料に記載してあります。サイドブックスでは1番最初のページとなりますけれども、コミバスの運行について1件の意見が出ております。この意見につきましては、2月に開催します地域公共交通協議会に報告し、意見への対応についても、協議してまいります。以上簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

西鉄バスが碓井から飯塚までの路線について、廃止と決めたようですけれども、これに対しては、地域住民の皆さんや関係自治体からも意見、要望が出始めておると思います。本市への影響は、この計画との関係では、どのように出てくるのか、こないのか、お尋ねをします。

○総合政策課長

まずは、計画書の83ページの課題のほうに書いておりますけれども、赤字路線バスにつきましては、1の部分、赤字路線の増加に対して、課題があるというようなところでしております。それに伴いまして、基本方針とそれから具体的な施策におきましても、いわゆる赤字路線バスで今回の分で1番困るのは高校生というところもございまして、そういった対応についても、具体的な施策の中で盛り込んでいっているところでございます。90ページでございますが、施策の15、そういったところに対応について検討していくということにいたしております。

○川上委員

90ページの施策の15、これは具体的にはどういうことになるんですか。私が言った、もう西鉄が廃止すると言ってるわけですから、それとの関係ではどうなるんですか、具体的に。

○総合政策課長

赤字路線バスの対応については、これは商工観光課のほうが所管いたしておりますので、そこが実際には西鉄バス事業者との協議をいたしておるところでございます。この計画につきましては、その個別

の路線だけではなく、いわゆる西鉄バス路線全体として、高校生の通学を確保するために、そういう民間事業者のバス路線の維持に努めていくという内容の掲載でございます。

○川上委員

そうすると、高校生に着目して通学に必要な時間帯でのバス路線維持の検討を行いますとありますが、このバスは西鉄バスじゃないということですか。

○総合政策課長

本市には、西鉄バスだけでなく、もちろんJRバスもございますけども、今、質問されてますようにもちろん西鉄バスは含んでおります。

○川上委員

いや、含んでいるというか、西鉄は廃止すると言ってるわけですから、これで対応するというふうに言ってるんだったら、西鉄バスの廃止に対してバス路線維持の検討を行いますということになるけど、これは西鉄バスのことではないのかと聞いたわけです。

○総合政策課長

もちろん西鉄バスも含むということでございます。

○川上委員

そうしたら、今度の西鉄のバス路線廃止に対しては、市としては存続を要求していくということになると思うけど、そうなりませんかね。

○総合政策課長

先ほども申しましたように、この西鉄バス、いわゆる赤字路線バス対策については、商工観光課の所管でございます。今そちらのほうで、西鉄バスさんのほうが今申し出をされております赤字路線については廃止したいという申し出がっておりますのでその申し出について、商工観光課のほうで所管して協議をしている途中でございます。

○川上委員

西鉄が申し出てるんじゃなくて、廃止すると決めてるわけでしょう。だから、その認識が違うんじゃないですか。それから、廃止を決めた西鉄なんだけど、この計画策定のメンバーに西鉄から出てないですか。

○総合政策課長

まず最初の1点目でございますが、現段階で西鉄さんはまだ申し出の段階でございます。申し出をされましたら、これは手続がございまして、県の交通協議会というような、そういうちょっと正確な名称は今わかりませんが、そういったところで、協議をした上で最終的にどうするかという決定をして西鉄さんが最終的な赤字、廃止なら廃止というのを決定するというような手続になりますので、現段階はまだ申し出の状況ということになります。それからもう1点、この協議会につきましては、交通事業者を含めたところでの協議会となりますので、西鉄バスのほうよりは、西鉄バス筑豊の浦野社長がメンバーとして入っております。

○川上委員

西鉄も含めて赤字路線対策をやりましょうということに西鉄の筑豊の社長が加わってつくっているわけですから、維持してもらおうという方向で頑張るという筋道がこの中にあると思うので、それについてはそのようにぜひ頑張ってもらいたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「財政見直しについて」、報告を求めます。

○財政課長

今回報告いたします、財政見直しにつきましては、報告がおくれましたことをまずおわび申し上げたいと思います。財政見直しは表紙に記載しておりますように、一般会計と3つの特別会計を合わせた普通会計ベースで作成いたしております。基準年度は、平成29年度決算見込み額に増減要素、特殊要素を加味し設定をいたしております。

2ページをお願いいたします。財政見直し推計条件概要でございますが、主な項目について、ご説明いたします。まず歳入ですが、市税につきましては、基準額に人口平均伸び率を勘案した人口推移を踏まえて推計いたしております。地方交付税の普通交付税につきましては、特集要素であります市税増減見込みによる影響額、国勢調査人口推移による推移による影響額、生活保護費等の扶助費の増減による影響額、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計等への繰出金の増減による影響額、地方債の償還見込み額及び合併算定替終了などによる影響額を基準額に下限して推計いたしました。その他の欄の国庫県支出金につきましては、扶助費分は歳出の伸び率を乗じた額で推移するものとし、普通建設事業費分は、過去の実績を踏まえた金額を推計いたしております。また、地方債につきましては、それぞれの事業費ごとに充当率を設定し推計いたしております。

次に歳出ですが、義務的経費の人件費につきましては、平成27年度財政見直しで設定いたしました普通会計職員数772人を基準といたしまして、平成30年度以降、退職者と同数の補充があるものとして推計いたしております。扶助費につきましては、基準額に平均伸び率を乗じた額で推移するものとして推計いたしております。公債費は、平成28年度までの借り入れ分の償還額に平成29年度以降借り入れ見込み分の償還見込み額を加算し推計いたしております。その他の欄の補助費につきましては、普通交付税を算定の基礎としているものについては、その算定に合わせた推計を行い、一部事務組合負担金で公債費が算定の基礎となっているものは、その増減額を反映した推計をいたしております。繰出金につきましては、特別会計に係る公債費の増減額、医療保険給付費等の過去の増減率を踏まえて推計いたしております。また、地方卸卸売市場特別会計につきましては、繰出基準であります、移転に係る公債費の元利償還金の2分の1を繰り出すものとして推計いたしております。投資的経費の欄の普通建設事業につきましては、通常分は、平成26年度から平成28年度決算の平均から、特別事業実施による事業量を勘案いたしまして、2022年度までは20億円、それ以降は23億円で推移するものとしております。また、特別事業分につきましては、実施計画の採択状況などに基づき設定いたしております。また、投資的経費のその他につきましては、電算システムリプレイス費用は2020年度に実施予定のリプレイス費用6億9千万円を5年ごとに実施するものとし、電算システムのパソコン購入費も平成28年度から2020年度までの5年間で計画している費用が同様に要するものとして推計いたしております。なお、表の下に記載しておりますように、災害復旧事業費とその特定財源につきましては前回と同様に推計条件から、歳入における寄附金、及び繰越事業充当財源繰越額は除外をいたしております。また、消費税税率改正の影響につきましても、改正後の制度が不明確なため、前回と同様に反映いたしておりません。

3ページをお願いいたします。ただいまご説明いたしました推計条件に基づきまして、平成30年度から2027年度までの10年間の普通会計の財政見直しを①通常分と②特別事業分に分けまして、区分ごとに推計値を記載いたしております。通常分の歳入合計から歳出合計を差し引きましたAの欄から

4ページの参考2に掲載しております行革等効果見込み額を参入いたしましたBの欄では、平成29年度では黒字となる見込みですが、平成30年度以降は財源不足が生じます。しかしながら、電算システムリプレイス事業を実施いたします。2025年度を除き、2024年度以降は収支がプラスになると推計いたしております。特別事業分につきましては、歳出は各事業費及び公債費を歳入は、特定財源である国庫県支出金、地方債及び公債費に係る普通交付税算入額を試算して計上いたしております。歳入合計から歳出合計を差し引きましたCの欄では特別事業分につきましては、毎年度財源が不足いたしますが、2022年度がピークとなり、徐々に不足額が減ってまいります。4ページをお願いいたします。

③に全体分として通常分と特別事業分の合計を記載しております。1番上の行の歳入歳出差引額のB+Cの欄では、毎年度財源不足が生じるものと推計いたしております。その財源不足を補うために、その2つ下の枠内に記載の財政調整基金と減債基金を取り崩して財源調整することとなり、平成29年度末残高見込み額149億4千万円が2027年度までの10年間で、19億1千万円まで減少するものと推計いたしております。その下の欄に市債の年度末残高の推移を記載しておりますが、2020年度の806億円をピークに減少し、2025年度以降は600億円以下で推移していくものと推計いたしております。参考1は、普通交付税、地方債、公債費の全体額の推計を記載いたしております。また、参考には行革等効果見込み額の内訳、推計を記載いたしております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

まず、今回、財政見直しを出し直すことにしたのはどういう理由なのか、お尋ねをします。

○財政課長

財政見直しにつきましては、体育館整備など、大規模事業の方針となることに伴いまして、また、人口の推移等を勘案いたしまして、今回の財政見直しの見直しを行ったところでございます。

○川上委員

体育館は従来方針を変えて、46億円かけて鯉田に陸上競技場をつぶして建てろうということの影響が1番ということですね。それから人口というのは、どういう判断ですか。人口推移を考慮したというのは。

○財政課長

前回、委員の平成27年度の財政見直しでは人口ビジョンを策定いたしておりませんでしたので、今回は前回のまち・ひと・しごとの総戦略の中の人口ビジョンを策定いたしておりますので、それを参考に推計したところでございます。

○川上委員

そうすると人口のほうは、変動がないわけでしょう。前回見直しとの関係では。そもそも考慮してないということですから。隣が首をひねっているから次の質問ができない。

○行政経営部長

前回、平成27年11月に策定いたしております。この時点では、当然国勢調査が27年に行われてますけど、そこまでの分がつくった時期からして反映ができておりません。それと今、財政課長が言っておりますように、それをもとに総合計画、あるいは、まち・ひと・しごとの総合戦略、こういう推計もその段階では入っておりませんでした。ですから、人口の推計が、27年に見直しの財政見直しよりも、今現在に近いところの見直しを入れておりますので、前回とは、人口の動きが違うということに今

回の中身はなっております。

○川上委員

ということは、今回、財政見直しを見直すということについては、最大、ほぼ唯一の理由は、体育館建設にかかわることだと思うわけですね。それで、前回平成27年11月、2年ちょっと前ですけど、のときに、体育館については15億4千万円で大規模改修でいこうというようにしておったんですけども、今回は46億ということになりますから、その差約30億ぐらいあるんですよ。平成38年度末の財政調整基金と減債基金の基金の残高が、第2次マスタープラン、総合計画の資料編の中にありますけども、131ページにありますけども、それによるとその年度は42億9千万円の残高の予定だったんですよ。今回の見直しによると、22億2千万円ということで、約20億円、基金が失われると。この20億円の差額は全体的なバランスシートのざくっと言えば、体育館に投入されるというように思うんだけど、そういう理解でもいいですか。

○財政課長

体育館整備につきましては、公共事業等推進事業債という90%の起債の充当率がございます。それから、それ以外につきましても、小中学校の空調整備、これも前回の平成27年度には事業計画としては上がってない部分でございました。これが、約15億3千万円ほどございます。それから交流センターも着々と今整備計画は進んでおりますが、その部分の事業費等によりまして、前回の平成27年の財政見直しと特別事業分については変更が起きているところでございます。

○川上委員

そうすると要因としては体育館、新築、移転新築、それから小中学校の空調、それと公民館を交流センターにして新築すると、立岩のことを言われているんですかね。それをその3つが主な要因というふうにおっしゃりたいんですかね。

○財政課長

歳出ベースでは、質問委員が言われますように、事業費特別事業分がございますけれども、歳入の要因といたしましては交付税合併算定替え等により、減少しております。それから市税は伸びておりますが、市税が伸びた分に対しましては交付税が減るというそのリンクの関係ございまして、歳入歳出のバランスで、前回の財政調整基金の残高、減債基金の残高が約20億円ほど減っているというところでございます。合併算定替えにつきましては、交付税制度の変更によって変動いたしますが、合併後11年目に当たります28年度から5カ年で1割、3割、5割、7割、9割と削減されておまして、今の見込みにつきましては、平成28年度は約1億5千万円、それから29年度では3億9千万円の合併算定替えによる歳入の不足が生じているというところでございます。

○川上委員

もともと、この残高については過去の大規模な公共工事、公共事業による借金の返済が圧迫しておるとは思うんだけど、この体育館の問題について一つ考えてみても、もう少し冷静に物を考えれば、住民の負担を軽減し、サービスを充実するということができるのではないかと思うけど、財政調整基金の適切な目安となる額は幾らですか。

○財政課長

財政調整基金の適切な基金残高というのは、特に決まりはございませんけれども、本市が第2次行財政改革大綱、これは平成27年7月に策定したものでございますが、その中の目標といたしまして、平成35年度、2023年度になります。その時点で財政調整基金、減債基金を含めますが、積立残高を標準財政規模の約20%、64億円以上とするという目標を立てているところでございます。

○川上委員

国が考えることだから、国の立場からでしょうけど、もともと倍ぐらいあるわけでしょう。飯塚市が市民犠牲、それから職員の犠牲、そして大規模な借金等によって、積み上げた財政調整基金に今国が目をつけて、さまざまな地方財政に対するダメージは対応と検討しているようですが、こうした中で、いよいよ本市としては、こういう財政見通しを立てるのであれば、第2次マスタープラン、総合計画で明記したように、住民サービスを軸にして、最少の投資で最大の効果を得るといふふうによく言われるんだけど、そういうふうにするべきであって、私としては次回以降の総務委員会でもう少し、妥当な見直しであるかどうかについて、体育館問題含めて、質疑をしたいと思います。きょうはこのくらいで。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。